

令和7・8年度
競争入札参加資格審査申請の手引き
—測量・建設コンサルタント等業務—
追加審査（個別編）
令和7年4月
江 津 市

1. 受付期間

- 第1回 令和7年4月17日（木）～令和7年4月28日（月）
第2回 令和7年7月31日（木）～令和7年8月12日（火）
第3回 令和8年1月15日（木）～令和8年1月26日（月）
第4回 令和8年7月31日（金）～令和8年8月10日（月）

2. 申請方法

島根県電子調達共同利用システムから電子申請を行い、必要書類を郵送。

3. お問い合わせ先

江津市への申請内容、提出書類に関すること	江津市管財課管財入札係 〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4 電話 0855-52-7489（直通）
島根県電子調達共同利用システムの操作方法に関すること	電子調達システムヘルプデスク 島根県庁内 電話 0852-25-6701（直通）

目 次

1. はじめに
2. 申請手続き
 - 2-1 申請について
 - 2-2 電子システムについて
 - 2-3 申請の流れ
3. 申請できる方の要件
4. 申請にあたっての注意事項
5. 審査を行う業務の種類
 - 5-1 審査を行う業務の種類について
 - 5-2 地籍調査の業務に関する要件について
6. 書類の提出方法、提出期限等について
 - 6-1 提出書類の種類
 - 6-2 書類の提出方法
 - 6-3 個別審査用書類（様式）の入手方法
7. 準市内業者としての要件について
8. 江津市個別審査用書類について
 - 8-1 提出書類一覧表
 - 8-2 提出書類一覧表に関する補足説明
9. 入札参加資格審査申請後の変更や取消について
 - 9-1 変更届
 - 9-2 参加資格の取消し

1. はじめに

令和7・8年度の期間に江津市が発注する、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請手続きを行う必要があります。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この資格審査に基づき認定を受けた入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）の中から行います。

手続きは、島根県と県内市町（以下「システム参加自治体」という。）が共同で利用する「島根県電子調達共同利用システム」内の「資格申請システム」上で行うため、島根県及び県内市町へ電子申請することができます。（参加していない市町がありますのでご注意ください。）

申請に当たっては、この手引きのほか次の手引きもご確認ください。

共通審査の必要書類に関する手引き

- ①島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）

システム操作方法及び入力内容に関する手引き

- ②島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）
- ③島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）

※これら①～③の手引きを、以下、手引き（共通編）、手引き（操作マニュアル編）、手引き（個別情報画面編）と表記します。

2. 申請手続き

2-1 申請について

(1) 申請方法

電子申請とします。

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」（以下「システム」という。）を利用します。

インターネットから申請を行った後、必要書類を郵送してください。

(2) 申請者

申請は法人（個人）単位とし、同じ会社の支店や営業所が別々に申請することはできません。

資格有効期間中を通じて、入札や契約事務の権限を営業所等に委任（※）する場合は、システム申請時に「委任先営業所」情報を入力してください。

※＜権限の委任＞

入札・契約及びこれに付随する事務手続きを代表者（本社）から委任を受けて、代理人【受任者】が行うことです。

(3) 追加審査の受付期間【予定】

表紙記載のとおり（期間中4回）

※受付期間内にシステムによる申請を完了し、共通添付書類及び江津市独自の個別審査書類の提出を完了してください。

(4) 追加審査の審査結果【予定】

第1回：令和7年6月2日（月）

第2回：令和7年10月1日（水）

第3回：令和8年3月2日（月）

第4回：令和8年10月1日（木）

※電子メールで通知します。

書面による認定通知書の発行は行いません。

(5) 資格の有効期間

認定日から令和9年3月31日まで

2-2 電子システムについて

「島根県電子調達共同利用システム」ポータルサイトの「資格申請システム」の画面上から必要事項を入力し、併せて必要書類を提出してください。



島根県電子調達共同利用システム アドレス

<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>

(1) システムから申請できる自治体

システムは、システム参加自治体が共同で利用しています。そのため、江津市のほかにも申請先を選択することで、一括してシステム参加自治体へ申し込みを行うことができます。

※自治体によって申請受付をしている時期が異なりますので、詳細は各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 資格審査及び書類の提出

申請された内容は、システム参加自治体が共同で審査します。申し込まれた自治体が共通して必要とする情報と、自治体によって求める内容が異なる情報を、「共通審査」と「個別審査」とに分けて行います。

そのため、江津市にのみ申請をする場合であっても、手引きでは、共通審査や個別審査という扱いとしています。

また、郵送で提出する書類についても、同様の理由から、郵送先が共通審査自治体と個別審査自治体とに分かれます。江津市以外の自治体にも一括して電子申請する場合、どこが共通審査自治体に該当するかは、手引き（共通編）で確認してください。

2-3 申請の流れ

<p>予備登録 <u>※既にIDとパスワード を取得している場合は 不要</u></p>	<p>○予備登録画面 会社名、住所、代表者氏名、電話番号、メールアドレス等の基本情報を入力します。</p> <p>○ID とパスワードの取得 入力したメールアドレス宛てにメールが送信されます。</p>
<p>本登録</p>	<p>○申請データの入力・登録 メールで送付された ID とパスワードを使用し、申請に必要な項目を入力し登録を行います。 登録が完了すると、システムから「申請受付確認メール」が送信されます。</p>
<p>書類の送付</p>	<p>○添付書類の提出 書類は、次の2種類に分かれます。</p> <p>① 共通審査用書類：共通審査自治体宛に提出する書類</p> <p>② 個別審査用書類：江津市宛に提出する書類</p> <p>※ 共通審査自治体は電子システムの手引き（共通編）で確認すること。</p>
<p>審査</p>	<p>○審査 審査は、共通審査、個別審査の順に行われます。</p> <p>① 共通審査（共通審査自治体が実施） 共通審査完了後「受理完了メール」が送信されます。</p> <p>② 個別審査（江津市が実施）</p>
<p>認定通知</p>	<p>審査結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別審査完了後、「認定完了メール」が送信されます。 ・通知時期については、江津市に申請があった全社の審査が完了した後に なります。 ・書面による通知は行いません。

3. 申請できる方の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (3) 江津市の市税の滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 測量業務を申請する者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていること。
- (6) 建築関係建築コンサルタント業務を申請する者は、建築士法（昭和25年法律第2020号）第23条の規定による登録を受けていること。

4. 申請にあたっての注意事項

- (1) 資格審査の基準日は、申請日とします。特に指定がない場合には、基準日時点の内容で書類を作成してください。
- (2) 資格審査の申請には IC カード（電子証明書）及び IC カードリーダーは不要ですが、電子入札を行う際には必要となります。
- (3) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められた場合に、江津市の有資格者として登録をします。なお、必要書類が期日までに到着していない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は資格を取消すことがあります。
- (5) やむを得ない事情により電子申請が困難な場合であって、江津市にのみ申請する方に限って、書面申請を認める場合がありますのでご相談ください。

5. 審査を行う業務の種類

5-1 審査を行う業務の種類について

別表1のとおりとします。

希望する業務の種類は、資格申請システムの「個別情報画面」より入力してください。入力の際には手引き（操作マニュアル編）及び手引き（個別情報画面編）を確認のうえ、入力誤りがないように行ってください。

別表 1

希望する業務の種類	
測量	測量一般 地図の調製 航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
地籍調査	一筆地調査 地籍測量 地籍図・地籍簿作成
その他の業務	その他の業務

5-2 地籍調査の業務に関する要件について

地籍調査の業務を希望する場合は、それぞれ以下の要件を満たす必要があります。

① 「一筆地調査」及び「地籍図・地籍簿作成」

地籍工程管理士・地籍主任調査員（公益社団法人全国国土調査協会）、地籍総合技術管理者・地籍調査管理技術者、（一般社団法人日本国土調査測量協会）、土地家屋調査士、土地改良換地士又は土地区画整理士の資格を有し、常時当該業務に従事することができる者であること。又はこれらの者を雇用し、常時当該業務に従事させることができる事業者であること。

② 「地籍測量」

ア) 測量法第55条の規定による登録があること。

イ) 地籍工程管理士・地籍主任調査員（公益社団法人全国国土調査協会）、地籍総合技術管理者・地籍調査管理技術者、（一般社団法人日本国土調査測量協会）、土地家屋調査士、土地改良換地士又は土地区画整理士の資格を有し、常時当該業務に従事することができる者であること。又はこれらの者を雇用し、常時当該業務に従事させることができる事業者であること。

6. 書類の提出方法、提出期限等について

6-1 提出書類の種類

提出する書類は以下の2種類に分かれます。

【共通審査用書類】

システム参加自治体が共通して必要とする書類です。

提出先	共通審査自治体 ※どの自治体が共通審査自治体となるかは手引き（共通編）をご確認ください。
書類の詳細	手引き（共通編）をご確認ください。
注意事項	複数のシステム参加自治体に対して申請手続きする場合であっても、共通審査自治体のみ1部を送付してください。

【個別審査用書類】

上記の共通審査用書類とは別に、江津市が必要とする書類です。

提出先	江津市 管財課 管財入札係 〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4
書類の詳細	6-3によりダウンロード後必要事項を記入の上、ご提出ください

6-2 書類の提出方法

郵送又は信書便による場合は各受付期間最終日の消印があるものを有効とし、それ以外の場合（宅配便等。消印のない宅配物も含む）は各受付期間最終日の17:00までに到着したものを有効とします。

書類は、システムから出力される「個別添付書類送付票」（江津市）の番号順に重ねて、クリップ等で留めて提出してください。

※ ファイルやひもを使用して綴じる必要はありません。

6-3 個別審査用書類（様式）の入手方法

個別審査用書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。
江津市ホームページ

(<https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/47/26076.html>)

[ホーム](#) > [入札・契約情報](#) > [入札](#) > [お知らせ](#) >

7. 準市内業者としての要件について

江津市では、有資格者の所在地により、有資格者名簿を市内業者、準市内業者、市外業者に区分し、発注はこの順に優先して事業者を選定します。

各区分の定義は次のとおりです。

区分	定義
市内業者	有資格者のうち、主たる営業所（本社）を市内に有する者
準市内業者	有資格者のうち、本社は江津市外であって、市内に有する従たる営業所（支店・営業所等）を受任者とし、受任者が特定の要件を満たす者
市外業者	有資格者のうち、市外に営業所を有する者

【準市内業者の要件】

- ① 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事業所の所在を明らかにした看板、表札等が表示され、営業所としての形態を整えていること。
- ② 営業所には、営業活動を行う者が配置され、責任者が常駐していること。
- ③ 法人については法人市民税の申告を行っていること
- ④ 常時、本社や他の営業所等への取次機器（転送等）による対応をしていないこと。

※常駐：週3日以上かつ週30時間以上の勤務

これらの要件を確認するため、個別審査用書類に定める書類の提出を求めます。また、必要と認めた場合には、営業所の実態を調査することがあります。

なお、準市内業者（受任者）が請負に必要な登録を有していない場合においては、登録を有する営業所（本社等）と契約を行いますので、ご承知おきください。

8. 江津市個別審査用書類について

8-1 提出書類一覧表

市内：市内業者及び準市内業者、市外：市外業者

○：必須、●：該当する場合提出、準：準市内業者のみ提出

No	書類の名称等/書類の種類	新規登録		種目の追加		委任営業所の追加	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
1	個別添付書類送付票（江津市）	○	○	○	○	○	○
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	○	○	○	○	○	○
3	委任先営業所調書	準	—	—	—	準	—
4	法人市民税の確定申告書（写し）	準	—	—	—	準	—
5	登録情報に関する証明書等	○	○	○	○	●	●
6	有資格技術者数等	○	—	—	—	○	—
7	業態調書	○	○	—	—	—	—
8	市税納付状況調査同意書	○	○	—	—	—	—
9	建築コンサルタント業務に関する調書	○	○	○	○	●	●
10	測量等実績調書 ※アップロードできない場合のみ	●	●	—	—	—	—
11	技術者経歴書 ※アップロードできない場合のみ	●	●	—	—	—	—
12	地籍調査を希望する場合の確認資料	●	●	●	●	—	—

8-2 提出書類一覧表に関する補足説明

1 個別添付書類送付票（江津市）

全ての事業者が提出してください。
資格申請システムから出力されるものを提出してください。

2 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの

全ての事業者が提出してください。
資格申請システムから出力されるものを提出してください。
申請内容照会の画面を印刷したものでも可とします。

3 委任先営業所調書（様式第2号）

準市内業者（江津市内の営業所等に、入札・契約等の権限を委任する事業者として登録を受ける事業者）は提出してください。
※江津市外の営業所等に委任する場合は提出不要です。
※「委任状」は廃止しました。

4 法人市民税の確定申告書（写し）

「3 委任先営業所調書」の添付書類として、準市内業者は提出してください。

- ①直近の事業年度のものを提出してください。
- ②設立から間がなく申告時期未到来の場合は、法人設立（開設）届出書の写しを提出してください。

5 登録情報に関する証明書等

次の業務に関し、登録証明書又は登録通知書等の写しがある場合は提出してください。委任先に登録がある場合は、委任先についても提出してください。

- ・測量業務（測量法第55条第1項の規定により登録を受けた者）
- ・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条第1項の規定により登録を受けた者）
- ・地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・その他の業務で営業に関し必要とされる登録を受けた者

6 有資格技術者数等

市内業者・準市内業者は提出してください。

島根県の様式と同一のものとしています。

申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者が有する資格を記入してください。同一技術者が複数の資格を有する場合は、それぞれの資格に重複して計上してかまいません。

7 業態調書（様式第3号）

全ての事業者が提出してください。

資本関係又は人的関係がある事業者の入札参加制限に関して確認するものです。下記の基準に当てはまる場合は同一の入札に参加できません。

制限基準

- ①親会社と子会社の二者
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員が兼任している会社同士
- ④組合とその構成会社

8 市税納付状況調査同意書（様式第4号）

全ての事業者が提出してください。

江津市税の納付状況について江津市が関係書類を調査することの同意書です。

押印が必要です。

9 建築コンサルタント業務に関する調書（様式第5号）

建築関係建設コンサルタントを希望する事業者は提出してください。

県外業者は提出不要です。

建築設計（意匠・構造・設備）のうち希望する業種に必ず1つは○を付け、必要事項を記入してください。

※建築設計以外の業種を希望される場合も、調書の余白に「建築設計は希望しない。○○（希望業種名）を希望する」と記載し提出してください。

※所属職員は、調書記載の登録建築士事務所において実際の建築設計業務に従事する職員を記載してください。様式が複数枚に渡る場合はページ数を記載してください。

10 測量等実績調書（参考様式 業務-2号）

システムにアップロードできない場合のみ書面により提出してください。

11 技術者経歴書（参考様式 業務-3号）

システムにアップロードできない場合のみ書面により提出してください。

12 地籍調査を希望する場合の確認資料

地籍工程管理士、地籍主任調査員、地籍総合技術管理者、地籍調査管理技術者、土地家屋調査士、土地改良換地士、及び土地区画整理士のいずれかの資格を有する者であること、または有する者を雇用していることの確認資料として、以下の書類を提出してください。

- (1) 「一筆地調査」及び「地籍図・地籍簿作成」を希望する場合
 - ① 上記いずれかの資格を証明する書類の写し
 - ② 健康保険証の写しなど雇用関係のわかる書類
- (2) 「地籍測量」を希望する場合
 - ① 測量業の登録を証明する書類の写し
 - ② 上記いずれかの資格を証明する書類の写し
 - ③ 健康保険証の写しなど雇用関係のわかる書類

9. 入札参加資格審査申請後の変更や取消し

9-1 変更届

入札参加資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

変更事項、変更手続き方法は、江津市ホームページで確認してください。

9-2 参加資格の取消し

入札参加資格認定後、資格要件に該当しないこととなったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合は、入札参加資格認定を取り消す場合があります。